

伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月7日(火)午後4時00分～午後4時25分

2. 開催場所 伊方町役場本庁 3階 会議室

3. 農業委員

①出席委員 14人

会長	5番	川田邦男
委員	1番	田中茂喜
	2番	宮本厚
	3番	高月嘉彦
	4番	井上久志
	6番	木野秀俊
	7番	清水京子
	8番	坂本竹市
	9番	小野瀬マサエ
	10番	眞田八重子
	11番	中田政木
	12番	梶原利幸
	13番	梶原光政
	14番	垣内源司

②欠席委員 なし

4. 農地利用最適化推進委員

①出席推進委員 10人

第1区	矢野道政
第4区	山口勇一郎
第5区	中村将士
第7区	清水重文
第9区	石崎和彦
第10区	田中浩二
第10区	中里和也
第11区	中村高律
第12区	大原正
第13区	浅野正吾

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第16号 農用地利用権設定解除申出について
- 日程第4 報告第17号 農用地利用権設定解除申出について
- 日程第5 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第37号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（案）の決定について

6. 出席した事務局職員

事務局長 田 所 孝 之
主 任 岡 本 由 香

7. 会議の概要

事務局	ただ今から、5月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、川田会長からご挨拶を申し上げます。
会長	(川田会長・あいさつ)
事務局	それでは、議事に移らせていただきます。議事進行は会議規則3条によりまして、川田会長にお願いします。
議長	ただ今から、5月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、14名中14名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。
議長	日程第1、「議事録署名委員の指名について」、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは、9番 小野瀬委員さん、10番 眞田委員さんをお願いいたします。
議長	次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。 会期は、本日の1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、会期は本日の1日間と決定しました。
議長	次に、日程第3、報告第16号「農用地利用権設定解除申出について」事務局よりお願いします。
事務局	1ページの報告第16号をご覧ください。 (報告書朗読) 解除届出は、平成31年3月20日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。 以上で説明を終わります。
議長	ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	質疑がないようですので、次に移ります。
議長	次に、日程第4、報告第17号「農用地利用権設定解除申出について」事務局よりお願いします。
事務局	2ページの報告第17号をご覧ください。 (報告書朗読)

解除届出は、平成31年4月3日に借り手、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告がありましたが、報告内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

次に、日程第5、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」議題といたします。

事務局より提案説明をお願いします。

事務局

3ページの議案第35号の議案書から、4ページは位置図です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

譲渡人は、農業後継者がいないため、経営規模の拡大を検討している譲受人と双方の合意により売買する。譲受人は、経営主として農業に精進するものであります。

売買価格は、〇〇〇円で10a当たり〇〇〇円です。

それでは、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調査書①をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車4台、動力噴霧機2台、選果機2台、モノラック7基、草刈機4台を所有されております。非耕作地、貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので効率利用要件は満たされると見込まれます。

2号、3号については該当いたしません。

4号の農作業常時従事者ですが、申請人は、年間270日従事しているということから、農作業常時従事者と見込まれます。

第5号の最低下限面積も問題ありません。

第6号の転貸にも該当いたしません。

第7号の地域の調和要件ですが、譲受人は同じ地域内で農業をされておられますので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る要件は満たしておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の農業委員及び推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。まず、第1区の矢野推進委員さんからお願いします。

第1区

矢野推進委員

5月1日に田中委員と一緒に現地等の調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり農地法の要件は満たしています。周辺農地並びに地域営農には影響ないものと思われま。以上のことから問題はないものと思います。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長

次に、1番の田中委員さんからお願いします。

1 番 矢野推進委員の報告のとおりで、補足はありません。申請に問題ないものと思います。

田中委員 ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長 よろしいですか、それでは採決いたします。議案第35号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第35号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第6、議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」議題といたします。

ここで、議案第36号につきましては、「農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっております。

4番 井上委員さんは該当しますので退席をお願いします。

事務局より提案説明をお願いします。

事務局 5ページの議案第36号の議案書から、6ページは位置図です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

譲渡人は、申請農地を農道新設に伴う代替地として譲受人に贈与する。譲受人は、経営主として農業に精進するものであります。

それでは、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調査書②をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車2台、動力噴霧機4台、選果機1台、モノラック3基、草刈機2台を所有されております。非耕作地、貸付地は無く、農作業経験も十分ありますので効率利用要件は満たされると見込まれます。

2号、3号については該当いたしません。

4号の農作業常時従事者ですが、申請人は、年間265日従事しているということですのでありますから、農作業常時従事者と見込まれます。

第5号の最低下限面積も問題ありません。

第6号の転貸にも該当いたしません。

第7号の地域の調和要件ですが、譲受人は同じ地域内で農業をされておられますので、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えております。

以上、農地法等に係る要件は満たしておりますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員の第4区の山口推進委員さんから現地調査の結果をお願いします。

第4区 5月2日に現地等の調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり農地法の

山口推進委員 要件は満たしています。周辺農地並びに地域営農には影響ないものと思われます。以上のことから問題はないものと思います。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。ただ今の、事務局、地区担当委員からの説明について、発言の方の挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長 よろしいですか、それでは採決いたします。議案第36号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第36号は原案のとおり決定いたしました。

4番 井上委員は、自席にお戻りください。

議長 次に、日程第7、議案第37号「農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について」を上程します。

事務局 事務局の説明を求めます。

7から8ページの議案第37号の議案書をご覧ください。

この議案は、伊方町長より平成31年4月25日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定の計画が7件で43筆、面積は、48,365㎡です。

それでは、議案を読み上げます。

(議案書朗読)

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。受付番号1番から7番は、地権者から使用貸借人に直接権利を設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明が終わりました。これより質疑にはいりません。ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 よろしいですか、それでは採決いたします。議案第37号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案37号は原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で本日の審議は終了しました。

(閉会時間 午後4時25分)